

中小企業の設備投資に関する税制上の支援措置に関わる「仕様等証明書」に関するQ & A

※1： a = 中小企業等経営強化法に基づく税制措置に関する項目
b = 生産性向上特別措置法に基づく税制措置

更新日：2018年6月11日

区分 1	区分 2 ※ 1	Q	A
対象製品	a, b	「建物附属設備」の中で便器や温水洗浄便座、キッチン、洗面、浴室関連ではどれが対象製品はどこを見れば分かりますか？	【大便器、小便器、温水洗浄便座について】 TOTOの対象製品は、COM-ETに掲載しています。 また、日本レストルーム工業会のHPにも各社毎に掲載しています。 ⇒日本レストルーム工業会の証明書専用ページ http://www.sanitary-net.com/news/news1264 【キッチン、洗面化粧台、浴室について】 TOTOの対象製品は、COM-ETに掲載しています。
対象製品	a, b	建物附属設備として、TOTO製品では「日本レストルーム工業会のHP」や「TOTO COM-ET」に記載の対象製品リスト以外には対象とならないのですか？	対象となりません。
証明書	a, b	建物附属設備の「仕様等証明書」はどこで発行してもらえますか？	製品によって証明書の証明団体（工業会）が異なり、依頼方法に違いがあります。 【大便器、小便器、温水洗浄便座について】 日本レストルーム工業会で受付けます。 専用の発行依頼書を準備していますので、日本レストルーム工業会のHPをご覧ください。 ⇒日本レストルーム工業会の証明書専用ページ http://www.sanitary-net.com/news/news1264 【キッチン、洗面化粧台、浴室について】 TOTO製品は、TOTOで受付けます。 ご依頼方法はCOM-ETに掲載していますのでご覧ください。
証明書	a, b	建物附属設備の「仕様等証明書」の発行には、どれくらいの期間を要しますか？	所定の発行依頼書にてご依頼を受付け、書類等に不備がなければ、1ヶ月以内を目処に発行される見込みです。
証明書	a, b	「仕様等証明書」の発行を急いでもらいたい場合はどうすればよいですか？	原則として、ご依頼受付後1ヶ月をいただいておりますが、どうしても急ぐ場合は、次のメールアドレスまでご用件や希望期限などをお知らせください。 【大便器、小便器、温水洗浄便座について】 ・一般社団法人 日本レストルーム工業会 証明書発行窓口 E-mail：shoumei@sanitary-net.com 【TOTOのキッチン、洗面化粧台、浴室について】 ・TOTO キッチン・バス中小企業税制証明書問合せ窓口 E-mail：kb-keieikyoka@jp.toto.com
証明書	a, b	建物附属設備の便器や温水洗浄便座の「仕様等証明書」が発行されたら、減税が受けられると考えてよいですか？	「仕様等証明書」は、あくまでも、対象製品かどうかを示すもので、減税が受けられることをお約束するものではありません。（メーカーや工業会ではお答えできません）
証明書	a, b	証明書は、同じ型番のものが複数台ある場合、台数分必要になりますか？	同じ型番（品番）のものが複数台であっても、1枚の証明書で証明できます。
証明書	a, b	ユニットバスの場合、ドア勝手や架台違いで証明書が別々に必要ですか？	同一の申請内において、同じシリーズ・同じサイズ・同じタイプの場合は、1枚の証明書で証明できます。
証明書	a, b	「仕様等証明書」を紛失した場合など、再発行してもらえますか？	改めて発行依頼をいただくことになります。
証明書	b	従前の「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」と書かれた証明書で、生産性向上特別措置法における「先端設備等導入計画」の申請に使用できますか？	原則として、新しい共通証明書の発行依頼を掛けていただくことが間違いないと思います。 また、お手持ちの証明書で使用可能かどうかは、所在の自治体にご確認ください。